

特定創業支援事業について

● 特定創業支援事業とは

創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識がすべて身につく事業を指します。本町では、徳島県、(公財)とくしま産業振興機構で行われる創業セミナーや就業相談、県が実施する女性起業塾を特定創業支援事業として位置づけています。

● 特定創業支援事業を受けるメリット

メリット1

創業前の方が株式会社を設立する際の登録免許税が半額に!
資本金の0.7%→0.35%

メリット2

無担保、第三者保証人なしの
創業関連保証の枠が1,000万

メリット3

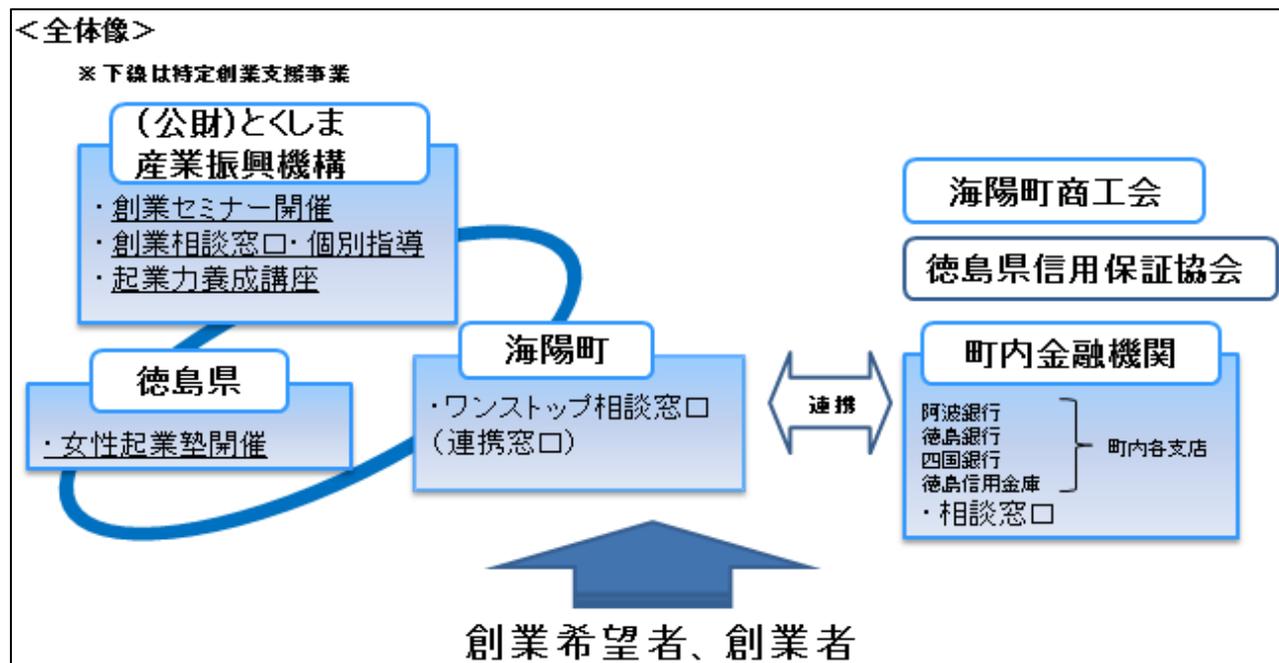
創業2カ月前から対象となる
創業関連保証の特例が事業開始6カ月前から利用可能

注) メリット1は、創業前の方が要件となります。すでに創業している場合で、個人事業主として創業した後、会社を設立する場合は対象とはなりませんのでご注意ください。また、メリット2および3は、事業開始6カ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

● メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援事業の対象となるセミナー等に参加し、海陽町より証明を受ける必要があります。対象事業については裏面をご参照ください。

特定創業支援事業を受けたことについて証明を受けたい方は、所定の証明申請書を海陽町商工観光課に提出してください。町は、創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。



●申請・お問い合わせ 海陽町産業振興課 ☎0884-73-4161

● **特定創業支援事業の認定要件について**

下記の特定創業支援事業を1か月以上の期間で4回以上受け、「経営」「財務」「人財育成」「販路開拓」の4分野の知識を身につけた方には、特定創業支援等事業を受けたことの証明書を交付します。

※各事業を組み合わせて、1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、上記4分野の知識が身に付いたと認められる場合も証明書が交付されます。

【特定創業支援事業一覧】

<p>公益財団法人とくしま産業振興機構</p> <p>住所：徳島県徳島市南末広町5番8-8号 電話：088-654-0101 HP：https://www.our-think.or.jp/</p>	<p>1. 個別相談指導 ※個別相談指導を利用した認定を希望される方は、事前に町産業振興課へお問い合わせください。</p> <p>2. 創業セミナー</p> <p>3. 起業力養成講座</p>
<p>徳島県 経済産業部企業支援課</p> <p>電話：088-621-2367 HP：https://www.pref.tokushima.lg.jp/</p>	<p>1. 女性起業塾</p>